

令和7年8月20日

報道関係者 各位

大阪府藤井寺市

『災害時相談業務に関する協定書』を締結

藤井寺市では、災害発生時における被災者の法律相談業務等を円滑かつ適切に実施するため、大阪弁護士会と協定を締結するものです。

■事業の概要

1. 協定締結者

藤井寺市、大阪弁護士会との二者協定

2. 協定の主な内容

藤井寺市域内において災害が発生した際に、被災者の生活復旧において生じる法律問題等について被災地で相談業務を行うことで、速やかな生活再建に寄与するもの。

3. 「災害時相談業務に関する協定書」締結式

◆日 時 令和7年8月25日（月） 14:00～15:00（予定）

◆場 所 藤井寺市役所 5階 庁議室（藤井寺市岡1丁目1番1号）

◆出席者 （予定）

【藤井寺市】

岡田市長、小林副市長、危機管理監

【大阪弁護士会】会長 森本宏氏

災害復興支援委員会 副委員長 辻直樹氏

4. SDGsの目標



■市長コメント

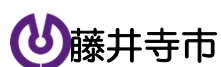
藤井寺市は、市域の北側を大和川、東側を石川が流れており、河川が氾濫した場合には、市域の大部分が浸水することも想定されます。また、南海トラフ地震が発生した場合、最大震度6弱以上の地域も存在します。

大規模災害の発生時は、多くの住家において被害を受け、市民の皆様が生活再建に向けて活動される中で様々な問題が生じることが予想されます。

今回、大阪弁護士会様と協定を締結する運びとなり、被災者の皆様が抱える問題の解決の一助となることで、被災者の生活の早期安定が可能となることから、大変心強く感じています。

※お手数ですが、取材を希望される場合は**8月22日（金）12時まで**に下記の【問い合わせ先】まで連絡をお願いします。

※当日は、14時00分までに藤井寺市役所 5階 庁議室にお越しください。



藤井寺市

<http://www.city.fujiidera.lg.jp>



藤井寺市は、SDGsの目標達成に向けた取り組みを推進しています。

藤井寺市は大阪府の南東部に位置し、市域面積が8.89km²と大阪府で最も小さい市ながら、鉄道の3駅や西名阪自動車道が通っており、アクセス性の高いコンパクトシティとして形成されています。市域には、世界文化遺産に登録された古市古墳群や日本遺産に登録された西国三十三所第五番札所の葛井寺などを有し、歴史資産が豊富なまちでもあります。



近年は、おしゃれな雑貨屋やカフェが増え、「なかなかのまちなか藤井寺」をキャッチフレーズにまちなか観光を推奨するなど、あらたな魅力をみせています。



【本件に関するお問い合わせ先】

大阪府藤井寺市

危機管理室 担当：上田・玉置・前田

TEL：072-939-1190

E-MAIL：kikikanri@city.fujiidera.lg.jp